

## 5 認定農業者制度及び年度別認定者一覧表

＜認定農業者制度の趣旨＞

認定農業者制度は、従来の農用地利用増進法を改正して制定された「安心して農地を貸せる仕組み」と「明日の地域農業を担っていく農業経営体（農家）を育成するための仕組み」をあわせた農業経営基盤強化促進法により平成5年8月2日に施行された。

具体的には、他産業並みの所得と労働時間を目標に「効率的かつ安定的な農業経営の目標を明確にし、その目標に向けての計画的な規模拡大や生産方式の改善、経営管理の合理化」を進めていこうとする農業者を支援するための認定制度である。

本市は、県が定めた基本方針に基づき、概ね10年後の農業経営の発展の目標を示した基本構想を平成6年12月28日に策定し、令和5年9月26日に一部を変更した。

この基本構想では、他産業並みの年間農業所得{一経営体（夫婦2人）あたり概ね600万円程度}と年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）を達成するための営農類型と指標を定め、この指標を達成するための農業経営改善計画を作成し、市長の認定を受けた認定農業者を支援していくものである。

なお、本市では、農地の取得や農業生産設備、機械等の整備他、運転資金の準備に必要な資金＜農業近代化資金等（認定農業者支援・育成推進）＞に対し、国、県、市で利子を助成し低利で融資を行うほか、農林事務所・農業委員会・農協等の関係機関で組織する富士市農業再生協議会を設置し、次のような支援措置を行っている。

- (1) 農業経営改善計画の作成支援を行う。
- (2) 農用地を利用集積するために、農業委員会が調整の支援を行う。
- (3) 経営相談や研修等を受けることができる。

認定農業者（経営体）数の推移

単位：経営体

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人	178	175	162 (155)	163 (153)	160 (150)	159 (149)
法人	11	12	13 (12)	18 (14)	18 (14)	20 (15)
合計	189	187	175 (167)	181 (167)	178 (164)	179 (164)

※（ ）内は含まれる富士市在住者数

資料：富士市農業再生協議会総会資料